

人権尊重条例案に対する修正案について

2018年10月2日
日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、3日の総務委員会に人権尊重条例案に対する修正案を提出します。内容は以下のとおりです。

【修正案の理由と内容】

- ①公の施設の利用制限の基準は慎重かつ多角的に検討する必要があるため、条例第十一条で知事が公の施設の利用制限の基準を定める際に、審査会の意見を聴くという義務規定を下記のとおり追加します。

第十一条 原案通り

(追加)

2 知事は、前項の基準を定め、または改正するときは、審査会の意見を聴かなければならない。

- ②人権を扱う条例の重要性に鑑み、施行後も不断の検討を行う必要があるため、附則の3で条例施行後、3年後に見直し・検討、必要な措置を講ずる規定を下記のとおり追加します。

附則 1及び2 原案通り

(追加)

3 都は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上